

# 児童手当制度改正のお知らせ

—令和6年10月分(12月支給分)から手当が拡充されます—

## ■改正ポイント

主な変更	改正(拡充)前 <令和6年9月分まで>	改正(拡充)後 <令和6年10月分から>
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満一律…15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子・第2子…1万円 第3子以降…15,000円</li> <li>中学生 一律1万円</li> <li>所得制限限度額以上で所得上限限度額未満…一律5千円(特例給付)</li> <li>所得上限限度額以上…支給なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子・第2子…15,000円 第3子以降…3万円</li> <li>3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子・第2子…1万円 第3子以降…3万円</li> </ul>
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末までの児童を含める	児童手当受給者に経済的な負担などがある22歳到達後の最初の年度末までの子を含める
支給月	3回(2月、6月、10月) 各前月までの4カ月分を支払い	6回(偶数月) 各前月までの2カ月分を支払い

※初回の支払いは令和6年12月(10月・11月分)です。

## 多子加算対象カウント方法

次に該当する子を年齢の高い順に「第1子」、「第2子」、「第3子」…と数えます



(大学生年代とは、令和7年3月31日時点で19歳～22歳の子です)

※新制度では、第3子以降のカウントの際に受給者の子が22歳年度末までの子に対して

- ①経済的な負担を負い、生計費の負担をしていること
- ②監護相当(養育している)の場合(保護者といえる場合)は要件児童として数えられます。

※ただし、22歳年度末の子であっても婚姻し生計を独立している場合や、自立し生計を維持している等で受給者が監護(養育)していると判断できない場合は対象外になります。

**【お問い合わせ先】 町民福祉課 福祉子育て係 ☎ 52-6720**